

2022/3/31 廃止

インセンティブの支払いに関する規程

(目的)

第1条 本規定は、特定非営利活動法人SOS総合相談グループ（以下、「SOS」という。）の新規顧客の獲得及び既存顧客の維持のための活動（以下、「営業活動」という。）につき、営業活動体制の整備を図るとともに、営業活動に資するものとして本規定の定めるところにより営業担当者に支払われる金員（以下、「インセンティブ」という。）の支払いの明確化を目的とする。

(営業活動の組織の体制と役割)

第2条 SOSの営業活動における各組織の体制と役割は、次の通りとする。

1 理事会

SOSの営業活動に関する重要事項の決定と承認を行う。

2 事業推進委員会

(1) 事業推進委員会は、理事会で承認された事業推進委員長、事業推進委員長が指名した事業推進委員および事業推進委員会事務局員で構成される。

(2) 事業推進委員長が最終権限者として、SOSの営業活動に関する企画立案並びに推進を行う。

3 事業推進委員

(1) 事業推進委員のうち、特定顧客を担当する者を「営業担当者」という。

(2) 事業推進委員は、事業推進委員会に籍を置き、SOS営業活動の企画提案を行うとともに、事業推進計画に基づき新規顧客開拓等の具体的活動を遂行する。

(3) 事業推進委員長の指定する特定の新規契約候補先並びに既存顧客に係る営業活動を行う。

(4) 営業担当者が退会等により特定顧客維持の活動ができなくなった場合は、事業推進委員会事務局が営業活動を引継ぐものとする。但し、事業推進委員長が必要と認めた場合は、新たな営業担当者（以下、「引継者」という。）を指名することができる。

4 事業推進委員会事務局員

(1) 事業推進委員会及び事業推進委員長の職務を補佐する。

(2) SOS営業活動の企画立案を行う。

(3) 営業担当者の営業活動を支援する。

(4) 事業推進委員長の指定する特定の新規契約候補先並びに既存顧客に係る営

業活動を行う。

- (5) 事業推進委員会事務局員には、原則として、新規契約獲得並びに契約更新に係るインセンティブは支給しない。但し、事業推進委員長は、営業活動に顕著な貢献があったと認めた時は、理事会に理由及び金額等を説明しその承認を経て、支給することができる。

5 会員

- (1) 事業推進委員会に新規契約候補先を紹介することができる。
- (2) 会員が紹介した契約先が新規契約に至った場合は、当該会員に紹介手数料として第3条1(1)②の定めるところにより金員を支給する。

(営業活動におけるインセンティブ)

第3条 営業活動において、次のインセンティブ等を支給する。

1 新規契約分におけるインセンティブ等

(1) 新規契約時

- ①営業担当者に、顧客とSOSとの業務委託契約書に記載された業務委託料(以下、「SOS業務委託料」という。)の30%をインセンティブとして支給する。
- ②会員の紹介により契約が成立した場合、当該会員にSOS業務委託料の15%を紹介手数料として支給する。この場合、前記①にかかわらず、営業担当者には15%の紹介手数料を控除した15%をインセンティブとして支給する。
- ③会員以外からの紹介により契約が成立した場合、その営業担当者には上記①と同率のインセンティブを支給する。
- なお、会員以外の紹介者へは事業推進委員長の承認をもって、5万円を上限として謝礼金を支給することができるものとする。

(2) 契約更新時

- ①新規契約後更新3回までは、営業担当者にSOS業務委託料の15%をインセンティブとして支給し、4回目からは一律3万円のインセンティブを支給する。なお、引継者のインセンティブは一律3万円とする。
- ②紹介者である会員には、更新時の金員は支給しないものとする。

2 既存契約分におけるインセンティブ

- (1) 既存契約の営業担当者が開拓者の場合、平成29年度から起算して更新3回まで、SOS業務委託料の15%のインセンティブを支給し、4回目からは一律3万円のインセンティブを支給する。なお、引継者のインセンティブは一律3万円とする。
- (2) 既存契約の営業担当者が引継者の場合、平成29年度から一律3万円のインセンティブを支給する。

3 インセンティブ等の支給方法

第1項及び第2項のインセンティブ等は、顧客からの入金を確認次第、源泉税を

控除して支給する。

(営業活動に係る経費の取扱い)

第4条 営業活動に係る経費(旅費交通費(旅費規程による)、通信費、手土産代)は、所定の申請書をもって、事業推進委員長の承認を得た上で支給する。

附則

(本規程の施行適用)

第1条 本規程は、平成29年4月1日から施行し同日から適用する。

第2条 本規程の施行により「NPO-SOS 理事会申合わせ事項」の第2-1項、第2-2項及び第2-3項の規定を削除する。